

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 4 月 1 日（火）、第 7 回の委員会が開かれました。

## 1 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 30 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・鈴木法務大臣、英利外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。  
（質疑者）柴田勝之君（立憲）、平岡秀夫君（立憲）、篠田奈保子君（立憲）、藤田文武君（維新）、小竹凱君（国民）、平林晃君（公明）、本村伸子君（共産）、吉川里奈君（参政）、島田洋一君（保守）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 柴田勝之君（立憲）

#### （1） 電磁的記録提供命令

- ア サーバーの管理者に対するユーザーの ID 及びパスワードの提供命令の可否
- イ 現行法でも差押許可状によって差し押さえられたパソコン等に被疑事件と関係のない個人情報が含まれる可能性
- ウ 差押え物件が事後に被疑事件と関連がないと判明しても当該差押えが違法になるものではないと国側が主張している事実の有無
- エ 警察の収集した電子データに被疑事実と関連がないものが含まれていると判明した場合の消去に関する手続の有無
- オ 現行法における被疑事実と関連がない個人情報の消去に関する規定の有無
- カ 裁判官の発する令状が犯罪と関連のない個人情報が収集されない理由とならない可能性
- キ サーバーの管理者に対する電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供された場合におけるユーザーの不服申立ての可否
- ク 上記キの場合に電磁的記録を提供された旨をユーザーに通知する規定がない理由
- ケ 上記キの機会を与える必要性及び上記クの通知がない以上は犯罪と無関係の個人情報の収集の歯止めがないとの指摘に対する法務大臣の見解
- コ 不服申立てにより電磁的記録提供命令が取り消された場合の当該データの取扱い
- サ 違法・不当な電磁的記録提供命令により収集したデータの継続使用に対する国民の理解についての法務大臣の見解
- シ パスワード等がかかっている電磁的記録の差押えができない場合の現行法における対応
- ス 電磁的記録提供命令を執行する際に被処分者に自己負罪拒否特権について告知する規定を設ける必要性についての法務大臣の見解

#### （2） 身体拘束中の被告人等の電子データの授受及び電子機器による閲覧

- ア 被告人等に破壊されない電子機器を刑事施設に整備することの可否
- イ 通信機能を持たない電子機器を刑事施設に整備することの可否
- ウ 電子機器を使用した電子データの授受及び電子機器による閲覧を認める必要性

### 平岡秀夫君（立憲）

#### （1） 電子令状の導入

- ア 電子令状の導入による捜査機関及び裁判所における人的又は時間的コストの省力化の見込み
- イ 手続の簡素化により令状請求数が増加した場合における裁判所の令状審査の形骸化の懸念

#### （2） ビデオリンク方式での勾留質問

- ア 裁判所に在席させて勾留質問を行うことが困難である場合として想定される事例

- イ 実施に当たり被疑者又は被告人の同意を必要としない同方式での勾留質問を希望しない場合の取扱い
- ウ 過去の感染症罹患の場合や大規模災害発生時における勾留質問の実施状況
- エ 被疑者が裁判官を捜査側の者と誤解することにより勾留質問の中立性や公正性が損なわれ被疑者の防御権が侵害される懸念
- (3) 通信傍受の対象犯罪の拡大
  - ア 平成28年の通信傍受法改正時に強盗、詐欺及び恐喝により財産上不法の利益を得るいわゆる2項犯罪が対象犯罪として追加されなかった理由
  - イ 上記アのいわゆる2項犯罪を対象犯罪として今回追加する立法事実の有無
- (4) 仮装身分捜査
  - ア 本年1月に通達が出された仮装身分捜査実施要領に基づく同捜査の実施状況
  - イ 仮装身分捜査の法的根拠
  - ウ 刑事訴訟法に基づく捜査を犯罪抑止のために行うことの可否
  - エ 通達に基づく仮装身分捜査の実施は法的根拠として不十分であるとの指摘についての警察庁の見解
  - オ 仮装身分捜査の目的を明確にするための実施要領の見直しの必要性

#### 篠田奈保子君（立憲）

- (1) 公表前の司法修習生考試の不合格者受験番号が最高裁判所のウェブサイト上で閲覧できる状態になっていた事案
  - ア 閲覧可能な状態となっていた時間帯
  - イ 本件の具体的な原因及び再発防止に向けて最高裁判所が講じた対策
- (2) オンライン接見
  - ア 刑事施設、警察署、拘置所及び検察庁等におけるデジタル機器の整備予定
  - イ アクセスポイント方式でのオンライン接見の導入についての検討の有無
  - ウ 全国的な実施に向けて段階的に整備を進める旨を本法律案の附則で定める必要性
- (3) 非対面外部交通の運用拡大
  - ア 時間制限の撤廃や秘密の保障の必要性
  - イ 実施のスケジュール感についての法務大臣の認識

#### 藤田文武君（維新）

- (1) 本法律案
  - ア 捜査機関だけがメリットを受けるとの指摘についての法務省の見解
  - イ 電磁的記録提供命令
    - a 電磁的記録提供命令を設ける趣旨
    - b 被疑者等に関連性のない個人情報幅広く収集される可能性
    - c 提供する側が必要な情報のみを編集して捜査機関に提供することの可否
    - d 捜査で取得した証拠が当該犯罪捜査以外に流用される可能性
    - e 法人側の負担への配慮の在り方
- (2) 外国人労働者の受入れ
  - ア 「移民」という言葉を使わない理由
  - イ 育成就労制度を創設した趣旨
  - ウ 育成就労制度の趣旨である外国人から「選ばれる国」の意味
  - エ 国民的コンセンサスがないうちでの育成就労から特定技能への移行による外国人永住者の急速な

増加を想定した場合の対応を検討する必要性  
オ 在留資格のない仮放免中の外国人の子が教育を受ける際の国の関与又は支援の状況

#### 小竹凱君（国民）

- (1) 刑事デジタル化が社会にもたらす恩恵について法務大臣の見解
- (2) 裁判書等の電磁的記録による交付に係る費用
  - ア 裁判書の謄本等の電磁的記録による交付を請求する場合の費用が1件当たり8,400円とされた根拠及び妥当性
  - イ 減免措置や特例制度を設けることの是非
  - ウ 1件当たり8,400円の請求の利用者
- (3) 電磁的記録文書等偽造等罪
  - ア 「電磁的記録文書等」の定義及び範囲
  - イ 次々に上書きが可能な電磁的記録文書等の既遂時期についての判断基準
  - ウ 処罰対象となる偽造と正当な編集とを見極めるための判断基準
- (4) ビデオリンク方式の導入により想定される国民の負担軽減の具体例
- (5) オンライン接見
  - ア 一部地域におけるアクセスポイントからの外部交通制度の導入の経緯
  - イ 秘密を確保した上での外部交通の拡大に向けた法務大臣の意気込み
  - ウ オンラインも含めて取調べ段階での弁護人の立合いを認めて被疑者の権利保護の強化を図る必要性

#### 平林晃君（公明）

- (1) 電磁的記録提供命令や従来との差押えによって事件と無関係な情報が収集される懸念
- (2) 令状審査に当たり裁判所が被疑事件との関連性を判断する基準
- (3) 被疑者にとって不利益な情報が含まれる電磁的記録提供命令が自己負罪拒否特権と矛盾する可能性についての法務省の見解
- (4) 非対面型外部交通の拡大についての法務省及び警察庁の見解
- (5) 非対面型外部交通において現在使用されている設備及び予算措置の状況

#### 本村伸子君（共産）

- (1) 三重県議に対する殺害予告
  - ア 殺害予告を受けた三重県議の警護及び殺害予告に対する厳正な対処の必要性
  - イ 暴力によって委縮することなく自由に発言できるよう対策を強化する必要性
- (2) 電磁的記録提供命令
  - ア 私的領域が侵され市民のプライバシーの権利等が侵害される危険性が極めて大きいと指摘している日弁連会長声明についての法務大臣の見解
  - イ 本法律案に被疑事件等と関連性がない電磁的記録の提供命令を行ってはならないとする規定を設けていない理由
  - ウ 裁判官が被疑事件等との関連性があるものに限定して電磁的記録提供命令の令状を発付する根拠規定
  - エ 本法律案に上記ウの規定を明記する必要性
  - オ 電磁的記録提供命令の令状請求を受けた裁判官の令状審査過程及び現在でも事件と関係がない物の差押え等が行われていることとの整合性

(3) 大垣署の警察官による市民監視事件

- ア 名古屋高等裁判所の判決において警察による個人情報の取得、保有及び利用が法律違反であると判示されていることの確認
- イ 個人情報の取得等が通常行っている警察業務の一環であるとの認識が現在では是正されていることの確認

**吉川里奈君（参政）**

- (1) 刑事手続のデジタル化に向けた新システムの設計開発やプロセスが国民に開示されていないことの妥当性
- (2) 外国人の起訴猶予率の増加の理由や不起訴後の処遇が明らかにされていないことで国民の不安が増大している懸念

**島田洋一君（保守）**

昨年 11 月に英利外務大臣政務官が発信した X 上の投稿

- ア 世界中の人権団体に向けて日本保守党との関係を切るべきとの投稿を外務大臣政務官の肩書で発信したことの是非
- イ 内閣の一員である外務大臣政務官が上記アの発信を続けていることについての法務大臣の見解
- ウ 当該投稿の削除及び撤回を発信する必要性